

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

2026年8月1日

イメージ情報開発株式会社

2026年8月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区神田猿樂町二丁目4番11号

イメージ情報開発株式会社

代表取締役社長 半田 基実

イメージ情報開発株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）は、イメージ情報システム株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した2026年5月14日付「吸収合併契約書」および2026年6月19日付「吸収合併契約に関する変更覚書」に基づき、同年8月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める各事項につきましては、下記のとおりとなります。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年8月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 反対株主の差止請求（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立（会社法第789条、会社法第790条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定により、2026年5月29日付で官報にて公告を行うとともに、会社法第790条の規定により2026年6月29日付で効力発生日の変更を含む電子公告を行いました。異議申述期間内に会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 反対株主の差止請求（会社法第796条の2）

吸収合併存続会社において、本合併は会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

吸収合併存続会社において、本合併は会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申立（会社法第799条）

吸収合併存続会社は、会社法第799条第2項および第3項の規定により、2026年5月29日付で官報および2026年6月29日付で電子公告にて、債権者に対し、本合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である2026年8月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
2026年8月3日

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本吸収合併に係る吸収合併契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

2026年5月29日

イメージ情報システム株式会社

2026年7月29日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都千代田区神田猿樂町二丁目4番11号

イメージ情報システム株式会社

代表取締役社長 半田 基実

イメージ情報システム株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年5月14日付でイメージ情報開発株式会社（以下「イメージ情報開発」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、同年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、イメージ情報開発を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

2026年5月14日付で当社とイメージ情報開発との間で締結した吸収合併契約書は、別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は、イメージ情報開発の完全子会社であるため、イメージ情報開発は本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

ア. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

イメージ情報開発は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

イ. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併の効力発生日後のイメージ情報開発の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後のイメージ情報開発の収益状況及びキャッシュフローの状況について、イメージ情報開発の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併の効力発生日後におけるイメージ情報開発の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

2026年6月19日

吸収合併に係る事前開示書面（追加）

東京都千代田区神田猿樂町二丁目4番11号
イメージ情報開発株式会社
代表取締役 半田 基実

東京都千代田区神田猿樂町二丁目4番11号
イメージ情報システム株式会社
代表取締役 半田 基実

イメージ情報開発株式会社（以下「甲」という。）及びイメージ情報システム株式会社（以下「乙」という。）は、2026年5月14日付で甲乙の吸収合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約書を締結し、2026年5月29日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法782条1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示書面を備置しておりますが、2026年6月19日付で本合併の効力発生日の変更に係る吸収合併契約に関する変更覚書を締結したことに伴い、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第191条7項及び第182条1項6号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

【変更前】

1 吸収合併契約の内容

2026年5月14日付で、甲乙間で締結した合併契約の内容は別紙1のとおりです。

【変更後】（変更箇所は下線部分）

1 吸収合併契約及び吸収合併契約に関する変更覚書の内容

（1）吸収合併契約の内容

2026年5月14日付で、甲乙間で締結した合併契約の内容は別紙1のとおりです。

（2）吸収合併契約に関する変更覚書の内容

本合併の効力発生日を2026年7月1日から2026年8月1日へ変更致しました。2026年6月19日付で締結した上記覚書の内容は別紙1－2のとおりです。

以上

2026年6月19日

別紙 1

吸収合併契約書
(添付のとおり)

吸収合併契約書

イメージ情報開発株式会社（以下「甲」という）及びイメージ情報システム株式会社（以下「乙」という）は、次の通り合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
- 2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は以下のとおりである。
甲：吸収合併存続会社
商号：イメージ情報開発株式会社
住所：東京都千代田区神田猿樂町 2-4-11 犬塚ビル 1F
乙：吸収合併消滅会社
商号：イメージ情報システム株式会社
住所：東京都千代田区神田猿樂町 2-4-11 犬塚ビル 1F
- 3 本合併は、甲においては会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併、乙においては会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併の方法で実施する。

第2条（効力発生日）

効力発生日は、2026 年 7 月 1 日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、株式、金銭、その他の財産の交付を行わないものとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（合併契約の効力）

甲乙間の契約は、第5条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議の上、これを定める。

以上のとおり契約したので、本書1通を作成し、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2026年05月14日

甲：東京都千代田区神田猿樂町2-4-11 犬塚ビル1F
イメージ情報開発株式会社
代表取締役社長 半田 基実



乙：東京都千代田区神田猿樂町2-4-11 犬塚ビル1F
イメージ情報システム株式会社
代表取締役社長 半田 基実



吸収合併契約に関する変更覚書
(添付のとおり)

吸収合併契約に関する変更覚書

イメージ情報開発株式会社（以下「甲」という。）とイメージ情報システム株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の吸収合併に関する2026年5月14日付吸収合併契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり吸収合併契約に関する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。本覚書に特に定めがある場合を除き、原契約に定義された用語は本覚書においても同一の意味を有するものとする。

第1条（効力発生日の変更）

原契約第2条（効力発生日）を、以下のとおり変更する。

（変更前）

効力発生日は、2026年7月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

（変更後）

効力発生日は、2026年8月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第2条（その他の事項）

本覚書に定めのない事項は原契約の規定に従うものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、相互に各1通を保持する。

2026年6月19日

甲：東京都千代田区神田猿樂町2-4-11 大塚ビル1F
イメージ情報開発株式会社
代表取締役 半田 基実



乙：東京都千代田区神田猿樂町2-4-11 大塚ビル1F
イメージ情報システム株式会社
代表取締役 半田 基実

